

ぽかぽか★サポートチーム（原発賠償ひょうご訴訟）事務局発行 <http://pokapoka-hyogo.weebly.com/>

東京電力福島第一原発事は天災？人災？ この事故責任とらさないと、今度はあなたが被害者に

これは、東京電力福島第1原発事故でかけがえのない「あたり前の日常」を破壊された被害者が、完全賠償だけでなく医療的措置を含めた十分な恒久的補償制度を確立させ、憲法上の自己決定を尊重する「避難する権利」を勝ち取り、東電の過失責任とそれを放置してきた国の責任を明確にすることを通じて、地球上で二度と同じような惨事を繰り返させない安心できる社会を実現して、「子どもたちの未来」を取り戻すことを求めている集団訴訟です。

第一次訴訟（2013年9月）18世帯54人、第二次訴訟（2014年3月）11世帯29人、第三次訴訟（2015年3月）5世帯9人、合計で34世帯92人です。

第29回期日

5月16日(木) 13:20 集合

14:00～神戸地方裁判所101法廷

**所持品検査がありますので集合は正門前、
集合後、原告団行進となります**

閉廷後 報告集会

婦人会館 さくら

(終了予定 17:00 ごろ)



今後の期日予定

2019年7月18日(木) 14時00分

(集合13時15分) 101法廷

弁護団より（尾藤寛弁護士）

～原告本人尋問に向かって～



弁護団の「全体班」に所属しております。

東日本大震災から8年が過ぎ、福島第一原子力発電所事故に関し、各地で次々と第一審判決が下されています。

近いところでは、2月20日には横浜地方裁判所で、3月26日には松山地方裁判所で、それぞれ東電と国の責任を認める判決が下されました。

しかしながら、3月14日に、千葉地方裁判所で国の責任を認めない判決が下されました。この判決は、発電所敷地を超える津波の到来について予見可能性を認めながら、結果回避義務や回避可能性を否定したものであり、被害者の生命や財産を軽視した判決であるとの批判がなされています。

また、国の責任を認めた判決でも、賠償額が低すぎるとの批判がなされています。

ひょうご訴訟も原告本人尋問が近づき、訴訟は終盤に差し掛かっています。国の責任が、十分な賠償額を伴って認められるよう、弁護団も尽力して参ります。

原告より

～なぜ、訴訟をするのか～



東電福島原発事故の原因も責任も明らかにされないまま、事故から8年が経ちました。

8年前の今頃は震災によりライフラインもまだ十分でなく、混乱し、不安も大きかったのですが、それでもこの未曾有の惨禍を繰り返さぬように！と事故を教訓に世の中がよくなってくだろうという一筋の希望の光がありました。それがどうでしょうか。原発の「再稼働」「増設を」など政府や経済界、東京電力を見ていると、まるで原発事故などなかったかのようです。

私は福島県いわき市からの自主避難者ですが、自宅の庭の土は事故前なら放射性物質としてドラム缶に入れて国が管理しなければならないレベルの汚染があります。自治体も国も土壤の検査はしないまま、もう安全だとして次々に避難解除しています。「被災地に寄り添って」という政府の言葉も巧言令色にしか聞こえません。「原発事故被災者、避難者は切り捨てられている」と感じ、避難者は孤立させられていくばかりです。

福島原発賠償ひょうご訴訟の期日も次回で29回になります。まだまだ続くことが予想されます。訴訟でしか、事故原因の究明、責任は明らかにされません。明らかにするためには社会の関心があることが必要です。

これを手にして読んで下さっている皆さま、どうか、ご支援を。ぜひ、裁判の傍聴にお越しいただきたいとお願い申し上げます。

兵庫県原発被災者支援弁護団

<http://hinansha-hyogo.social-action.net/>

事務局長 辰巳 裕規

事務局住所:

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3

電話: 078-371-0171 Fax: 078-371-0175

神戸合同法律事務所気付

原発賠償ひょうご訴訟 ぽかぽか★サポートチーム

入会のご案内 2019.4
 ぽかぽか★サポートチーム
 尼崎市潮江 1-3-30KDIビル 4階
 事務局（松本理花）080-1458-5327
<http://pokapoka-hyogo.weebly.com/>
 フェイスブック（ぽかぽかサポートチーム）
 ツイッター（@pokapokahyogo）

今回の期日から裁判官が交代します

新しい裁判官に、この訴訟について、詳しく知って理解していただかなくてはなりません。

（この裁判官が判決文を書くことになるでしょう）

そこで、原告からは、パワーポイントで弁護団によるプレゼンをします。さらに、久々に原告の意見陳述があります。ここから裁判官に訴えます。応援してください。

対して、被告・国からもプレゼンがあります。全体で90分ほどの長丁場ですが、みなさんで傍聴席をいっぱいにして、裁判官にアピールしましょう。

期日前街頭宣伝お手伝いください 5月16日(木)12時30分～13時



ぽかぽかサポーターから



福島原発事故から8年目の春、桜の季節がまた巡ってきました。咲く桜を見ながら思い浮かぶのは、神戸にも来られた「影法師」が唄う『花は咲けども』の「うらめし、くやしと花は散る」です。

もしも私が原発事故で故郷を追われたら、怒髪天を衝いたと思う。その悔しさに胸かきむしられただろう。許さない!と。

原発賠償訴訟は、その責任と賠償を求めるものだが、千葉の裁判官は国の責任を認めず、各地の裁判所は請求額の一割程度しか賠償を認めない。それは公正な正義とは思えないし、市民感覚とはかけ離れている。こうした裁判こそ、市民感覚を取り入れた裁判員制度に基づく公判にならないものかと思う。法は厳格に解釈されるものかもしれないが、時代が変われば法もその解釈を拡張してきた。法廷が原告の声に傾聴するジャッジの場となってほしい。この熱意を裁判官席に届けるために、傍聴席を満席にして頑張りましょう。

全国の裁判にも注目してください!

*関西訴訟 @大阪地裁

5月23日(木) 開廷時間 14時

13時00分～13時15分 抽選券配布

*京都訴訟 @大阪高裁

6月13日(水) 開廷時間 14時30分

●これまでの地裁判決

		東電の責任	国の責任
17. 3	群馬訴訟	○	○
17. 9	千葉第1陣	○	×
17.10	福島生業	○	○
18. 2	小高に生きる	○	
18. 3	京都訴訟	○	○
18. 3	東京訴訟	○	○
18. 3	いわき避難者	○	
19. 2	かながわ訴訟	○	○
19. 3	千葉第2陣	○	×
19. 3	愛媛訴訟	○	○

ぽかぽかサポートチームへの入会はこちら

右のアドレスにメールをする。(携帯メールでも可)
ML上のお名前公開の可否を書いてください

pokapoka-hyogo@freeml.com

サポートのためのカンパはこちらに!

りそな銀行 西宮北口支店 普通 1390467
 ぽかぽかサポートチーム



カンパは傍聴支援、報告集会の会場代、チラシなどの印刷物、交流会費用、宣伝物、全国の裁判協力などに使わせていただいています。